

## 健康福祉常任委員会会議記録（概要）

令和3年7月26日（月）

開 会（午後1時30分）

### 【議 事】

#### ○特定事件「子ども支援について」

- ・コロナ禍における未就学児への影響について

### 【概要説明】

町田 こども未  
来部長

令和2年度はコロナ禍で保育施設や学校の臨時休業、特に学校について休業期間が長期間にわたったこと、また、保護者としてもテレワークや外出・外食自粛による在宅時間の長時間化等の影響で、子ども親も自由に行動できない、そのような場面が多くありました。

本市におきましても例外ではなく、こども未来部所管の各施設に関しましても、コロナ禍の影響を受けてまいりました。

それでは、こども未来部所管施設のコロナ禍における状況について、担当から説明させていただきます。

清水 こども支  
援課長

こども未来部所管施設のコロナ禍での状況を説明させていただきます。  
初めに、こども支援センターのうちの子育て支援エリアであるルピナスについてです。国の緊急事態宣言が発令されたのが、令和2年4月7日でした。ルピナスについては、令和2年4月7日から6月21日までの期間を休館とさせていただきました。利用者数については、令和2年度が35、

813人で、令和元年度の83,629人に比べますと、大幅に減少したということになります。開館日の平均利用者数については、令和2年度が146.77人、令和元年度が272.41人と1日当たりの利用者数をみましても大幅に少ない人数となっております。開館している日に関しても利用制限を設けておりまして、赤ちゃんルームや絵本利用というのは、令和2年9月までは制限をさせていただいておりました。現在は通常どおり使用できる状態となっております。その他では、ランチルームや市外在住の方の利用、ぽかぽかタイムという来場者と手遊び等をする時間については、現在も中止としております。

ところっこ親子で楽しむ運動あそびというイベントが、おおよそ月に1回ほど土曜日に体育館で開催しているのですが、緊急事態宣言期間、まん延防止措置の期間中については、この行事も中止させていただいております。この期間中であっても相談事業の利用制限はなく、休館中も電話での相談を実施しておりました。

2つ目として、ところっこ子育てサポート事業ですが、こちらは相談を受け付けるという事業でございます。ルピナスとこども支援課の2か所で行っておりまして、相談件数については、ルピナスが令和2年度654件、令和元年度695件であり、件数についてはさほど増減がなかったという状況です。こども支援課で受け付けている相談としては、令和2年度が379件、令和元年度が369件ということで、これも極端な増減はないという状況となっております。相談内容でちょっと差が出たところでは、病

児・病後児の相談が増加したということがありました。これについては、もともとの件数自体が少ないので、単純にコロナだから増えたということは、なかなか言い難いところですが、実際に件数としては大きく増えたというものになっております。また、相談については、窓口のほかに電話でも受け付けているのですが、休館の施設があったということもありまして、こども支援課の休館はなかったのですけれども、それにいたしまして、窓口よりも電話の件数が増えているということがありまして、両施設合わせて令和元年度が288件だったものが、令和2年度が373件ということで増加しております。

続いて、こども福祉課の所管施設について、ご説明させていただきます。初めに、松原学園につきましては、利用者の方に自粛依頼をしたのが、令和2年4月8日から4月26日まで、その後、一段階強い自粛要請をお願いしたのが、4月27日から5月19日までとなっており、時期的なもので利用者を絞らせていただいております。5月20日から31日については、少しずつ分散させて登園いただく段階的登園を行っておりまして、その期間中は、1日15人から20人の登園があったということで、6月1日以降は通常登園ということになっております。

続いて、かしの木学園については、自粛依頼ということで令和2年4月9日から30日までにかけては、利用者は0人から11人でした。5月1日から19日については自粛依頼期間中ということで、登園された方はいませんでした。5月20日から31日までが段階的登園、6月1日からは

通常登園ということになっております。

続いて、こども支援センターの発達支援エリアのマーガレットについてです。こちらは、療育内容の変更ということで、令和2年4月15日から5月31日までの期間について、休館することはありませんでしたが、通所支援の時間短縮や相談支援を電話で行うなど、利用の一部制限を加えさせていただきました。

続いて、青少年課の所管施設についてです。放課後児童クラブのコロナ禍における対応ですが、自粛依頼が令和2年3月26日から4月11日まで、一段階強い自粛要請が4月13日から14日まで、4月15日から5月19日までが臨時休所、その後に再度自粛要請ということで、5月20日から30日まで、6月1日からは通常保育になっております。この間の利用者数については、春休み期間が約55%、緊急事態宣言後は約34%、になっておりまして、臨時休所期間の約6%については、エッセンシャルワーカーのお子さん等に対応したものになっておりますので、完全に休館というわけではなく、本当に必要な方をお預かりしている部分も一部ありました。その後の自粛要請期間では約13%、学校も一時期、午前午後に分けて登校をお願いしていた時期もありまして、その時期である分散登校期間については約50%の利用状況となっております。

続いて、保育幼稚園課の所管施設についてです。こちらについては、保育園の状況として市内全体の内容となりますが、緊急事態宣言に伴う登園自粛の要請が令和2年4月8日から14日までで、登園率は38.4%。

その後の臨時休園は、4月15日から5月19日までとなっており、こちらにもエッセンシャルワーカーのお子さん等について対応している部分があったので、登園率が7.7%となっております。休園期間後に再度登園自粛要請があり、5月20日から31日まで、その後、6月1日からは通常どおりの登園となっております。以降、緊急事態宣言が発令された後も、感染防止策を徹底しつつ、原則として開所しました。保育園については、いくつかの園でコロナの陽性者が発生した事案があり、その場合は個別に臨時休園、登園自粛で対応しております。令和2年4月以降、個別に臨時休園した保育園は延べ6園、登園自粛要請した保育園は延べ9園となっております。

町田 こども未来部長

以上のおおりに、こども未来部所管施設につきましても、様々な影響がございました。コロナ禍においては、施設に関するだけでなく、親も子も様々な場面で行動が制限されております。行動が制限されることで親子のストレスが増大し、児童虐待のリスクが高まっているという報道も散見されているところでございます。このような状況を踏まえまして、今回の特定事件審査では、所沢市で実際に起こっている児童虐待の現状と対応について、ご説明させていただければと思っております。

それでは担当からご説明いたします。

美甘 こども支

配付資料、令和3年度健康福祉常任委員会特定事件の4ページをご覧ください

ださい。令和2年度の虐待相談受付状況をご説明させていただきます。相談件数が150件ございました。

(1) 相談の経路についてです。一番多いのは、学校・教育委員会の26件、続いて、福祉事務所の24件、それから家族親族の20件と続いております。(2) 主な虐待者についてです。実母の79件が一番多く、続いて、実父の54件となっております。次に、(3) 被虐待者の年齢・虐待種別についてです。就学前の乳幼児が84件となっていて、全体の56%を占める状況になっております。虐待の種別で言いますと、身体的虐待が78件と最も多く、続いて、心理的虐待が45件となっております。(4) 相談対応の処理内容ですが、助言指導が111件、継続指導となったものが36件、他機関へのあっせんが1件、児童相談所への送致が2件という内訳になっております。

続いて5ページですが、(1) 年度別虐待相談受付状況です。過去5年間の虐待相談受付のグラフになっておりますが、相談件数の推移をご覧ください。令和元年度は174件の相談件数であったものが、令和2年度は150件でした。先ほどもご説明いたしましたが、令和2年4月と5月に学校の臨時休業などがありました関係もあって、関係機関からの虐待相談の件数が少なかったように思われます。

続いて、(2) 虐待種別ですが、一番多いのは身体的虐待、心理的虐待については、年度によって多少のばらつきがあります。(3) 主な虐待者のグラフですが、いずれの年度においても実母が一番多く、2番目は実父

という状況は変わっておりません。

続いて、6ページの進行管理台帳掲載状況をご覧ください。こちらは、令和3年3月31日現在の要保護児童対策協議会で進行管理されている人数になります。男児が75人、女児が65人、特定妊婦が2人、合計142人となっております。(1)所属別の状況をご覧くださいと、高校生が1人、中学生が11人、小学生が40人、保育園児が43人、幼稚園児が5人、未就園児が40人、特定妊婦が2人の内訳で、未就学児が6割強を占めるような状況になっております。(2)虐待種別の状況ですが、身体的虐待が16件、心理的虐待が7件、性的虐待は0件、保護怠慢許否が19件、要支援家庭が98件、特定妊婦が2件という内訳になっております。3月31日現在の状況ですので、毎月進行管理をしております、新規のケースや終了のケースといったものがありますので、人数については、毎月増減するような状況になっています。

続いて、別の資料、所沢市の児童虐待の現状・対応についてをご覧ください。児童虐待についてです。先ほど虐待種別の実績数をご説明しましたが、あらためて4つの種別を具体例など交えてご説明したいと思います。

初めに、身体的虐待です。首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とすなどの暴力をふるうこと。あるいは、やけどさせる、溺れさせる、戸外に閉め出すといったことが身体的虐待になります。また、後遺症を残すような強い力を加える、揺さぶるなどのシェイキングベイビーといったようなものも、身体的虐待になります。特に首から上のあざ、傷というのは、重篤な

障害を残す可能性もありますので、非常に危険とされています。

続いて、6ページの心理的虐待です。言葉で脅す、子供の心を傷つけることを言います。資料にイラストがありますが、「お前なんか産まなければよかった」、「もういらない、出ていけ」といったことを言ったり、無視したり、拒否的な態度をとる、兄弟間での極端な差別的な扱いをする、子供の目の前で配偶者などに暴力をふるうなどが心理的虐待になります。その結果、子供の心に不安やおびえなどを引き起こす状況となります。

続いて7ページ、ネグレクト（養育保護義務の拒否・怠慢）についてです。こちらは、適切な衣食住の世話をしない、病気になっても病院へ連れて行かない、子供を家に残したまま度々外出する、子供を車の中に放置する、家に閉じ込める、保護者以外の同居人による虐待を保護者が放置する、といったことがネグレクトに当たります。発育・発達が遅れたり、栄養失調や脱水症状を引き起こして、死に至ることもあります。先日のニュースでも、1歳のお子さんを車内に30分放置したということで死亡したというニュースが流れておりました。ネグレクトというのは、明確なものがないため、なかなか周囲から分かりにくいですが、乳児の例では、保育園に行っている間は体重の増加が問題ないが、土日をはさみ月曜日に登園すると体重が減少しているということが見受けられることもあります。

続いて8ページ、性的虐待についてです。性的ないたづらをする、性的関係を強要する、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体などを子供に強要するなどが性的虐待に該当します。異性への嫌悪感を植え付け



るなど、子供の心身に大きな傷を残すこととなります。性的虐待では年齢を問わず、幼少期から被害に遭われるといったお子さんもおります。

続いて9ページ、児童虐待の起こる要因についてです。1つ目として親の要因が挙げられます。例えば、親御さんが精神疾患を患っている、養育能力が低いなどが挙げられます。2点目として子供の要因です。こちらは、発達などに課題があったり、育てづらいお子さんであったりということが挙げられます。3つ目は家庭の要因です。こちらは、経済困窮であったり、サポートする家族がいないため孤立状態になるといったようなことが挙げられます。虐待はどの家庭でも起こりうる問題となっています。虐待の早期発見には、関係機関の職員だけでなく地域住民も含め、その家庭を見守る姿勢が大事であります。虐待にはどんな場合でも「不自然さ」というものがつきものです。現場の職員の感じ取った違和感、いつもとちよつと違うなといったことが虐待防止につながります。

続いて10ページ、虐待が子供に与える影響です。資料に記載があり、最悪の場合は死亡に至ったり、頭蓋内出血や骨折、やけどなどによる身体的障害を残すような状況になることがあります。そして、心の傷ということでトラウマを抱え、大きくなっても生きづらさを抱えて生活を送るといった影響が出る場合があります。

続いて11ページ、しつけと虐待の違いについてです。親がいくら子供のためと想着いても、子供側にとって有害な行為であれば虐待に当たります。虐待の定義はあくまでも子供側の定義であり、親の意図とは無関係

です。親の意図ではなく、子供にとって有害かどうかということが大事になります。一方、子供のしつけに悩む親御さんが多いのも現実です。怒鳴らない、叩かない、そういったしつけ方を親御さんに伝えるということも大切になってきます。

続いて13ページ、過去3年間の虐待相談受付件数です。こちらは、所沢児童相談所の所沢市分と、こども相談センター分になります。所沢児童相談所についても、令和元年度と比較して、令和2年度は少し相談件数が少ないといったような結果となっています。

続いて14ページ、過去3年間の警察、児童相談所からの照会受付状況です。所沢警察署の令和元年度の照会受付件数が445件だったものが、令和2年度は561件と116件増加している状況です。警察のほうでは、コロナ禍の影響により家庭にいる時間が増え、夫婦げんかによる通報が増えて、子供の前での夫婦げんかといったことで、心理的虐待が増えていると分析しているようです。

続いて16ページ、所沢市要保護児童対策地域協議会、略して「要対協」と呼んでいます。こちらは、児童福祉法に基づきまして、要保護児童への適切な支援を図るために、本市では平成19年3月に設置しております。要保護児童に関する情報交換や支援内容の協議を行い、地域の連携を図ることを目的としております。要対協の対象となる区分ですが、1つ目として、保護者がいない、または保護者に監護させることが不適當な児童の要保護児童。2つ目として、保護者の養育支援が特に必要な児童、その保護

者である要支援児童。3つ目として、出産後の養育に不安があり、特に支援を要する妊婦である特定妊婦です。

続いて17ページをご覧ください。所沢市要保護児童対策地域協議会については、22の構成機関によって協議をしております。構成機関は資料に記載のあるとおりです。

続いて18ページ、各機関の児童への関わりについてです。子供の虐待は、様々なリスク要因が絡み合って起こるものであるため、リスク要因を有する家庭をできるだけ早期に把握することが重要です。各機関の児童への関わり、特に妊娠期から切れ目なく支援するということが非常に重要です。資料の左下に保健センターが記載されていますが、保健センターでは妊娠届出の際に保健師や助産師による面談を行い、妊婦の把握を行っております。そして、面談の結果や妊娠届出書からリスクアセスメントを行っています。リスクのある妊婦というのは、全体の3割を超える状況です。リスクの例としましては、20歳未満の初産婦、いわゆる若年妊婦と呼んでいる方です。それから40歳以上の初産婦、未入籍の妊婦、精神疾患を抱えている妊婦、外国籍の妊婦などもリスクのある妊婦と把握しております。リスクが1つとは限らず重複している場合も多いです。リスクのある場合は、妊娠中から健康づくり支援課の地区担当保健師が継続的に支援しております。リスクが特に高い妊婦は特定妊婦として、要対協で進行管理をしている状況です。

埼玉県では「妊娠期からの虐待予防強化事業」を実施しております、

県内産科医療機関に対して、妊娠中や出産後の状況で心配のある家庭については市町村に連絡するようという事で、連絡票を送付する仕組みが整っています。また、本市においては、近隣市とともに市内の産科医療機関との連携会議を平成25年度から毎年実施しており、年数を積み重ねて、円滑に連携が取れるようになってきております。具体的にどんな連携をとっているかといいますと、出産前後に病院で個別ケース検討会議を開催したり、あるいは妊婦健診に同席して出産後の子育てについて心配事はないか話を聞いたりといった支援を行っているところです。出産後は、健康づくり支援課で生後4か月までの間に、乳児家庭全戸訪問事業というものを実施しております。この事業は3つの訪問事業から成り立っておりますが、こんにちは赤ちゃん訪問というのは、乳児家庭全戸訪問事業の中の1つの訪問事業になっています。乳児家庭全戸訪問事業で、すべての家庭に訪問して状況確認を行っていますが、家庭訪問の中では産婦の体調や育児不安の確認、赤ちゃんの体重測定を行い、発育・発達に問題がないか、そして、育児相談と地域の子育て支援に関する情報提供を、ところっこ子育てガイドブックをもとに地域の情報をお伝えしております。

昨年度、コロナ禍においても乳児家庭全戸訪問事業は、感染対策を講じた上で実施するよう国の通知もありまして、通常どおり家庭訪問を行っておりました。緊急事態宣言が発令された4、5月の頃は、「夫が自宅にいて、協力してくれるので非常に助かっている」という声を多く聞きました。一方で、少し月齢の高いお子さんがいる家庭では、リモートワークをして

いるので、子供を泣かせないように気をつかって大変であると話すお母さんもいました。また、感染が怖くて、思うように外出できないため、ほとんど自宅で過ごしている家庭も多かったように思います。不安を抱えているお母さんには電話相談の利用を促したり、保健師から電話をして状況を伺うなど対応をしておりました。乳児家庭全戸訪問で、お子さんの目視率は9割を超えています。直接目視できないお子さんというのは、少し体重が少なく生まれて長期にわたって入院しているお子さんだったり、長期間ご実家に里帰りしている家庭が多いです。不在の家庭もありますが、目視できていない家庭の場合は、4か月児健診の受診状況を確認しています。保健センターでは、4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施しております。乳幼児健診を未受診の家庭は虐待のリスクがあるということで、虐待のリスク要因の1つに挙がっていますが、所沢市では、乳幼児健診の未受診家庭に対して、基準を設けて家庭訪問や通知で受診勧奨を行っています。特に転入のご家庭については、前に住んでいたところの状況がわかりませんので、必ず家庭訪問で状況を把握しています。何度か受診勧奨をしても、対象期間を過ぎて未受診だったという家庭が必ずあります。その場合には、こども相談センターに未受診者の一覧が送付される仕組みをとっております。こども相談センターでは、こども医療の利用状況や手当の状況、就園の有無について確認しています。そして、外国籍の家庭などは出入国の確認をしています。確認の中で、様子がわからない家庭については、複数回、時間を変えて夜などにも家庭訪問を行い、不在票を

残し家庭からの連絡を待ちます。それでも連絡がない場合には、児童相談所へ送致の手続きを行っています。

昨年度、送致した家庭はありませんでしたが、過去には送致した事例もあります。住民票を異動せず、転々として居所不明な家庭に重大な虐待が隠れていることがあります。千葉県野田市の虐待死事件を受けて、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化についてが決定され、児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認を実施するなど、緊急点検を実施しました。抜本的な体制強化を図ることとされ、毎年6月1日を基準日として、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児の安全確認・状況把握を行っております。

昨年度、状況把握が必要な児童を抽出した結果、96人の児童が対象となり、対象となった96人について家庭訪問等を行い、すべて安全を確認しております。

保育園、幼稚園、小学校、児童クラブや生活クラブなど所属するようになりますと、それぞれ所属先での見守りがあります。要対協の進行管理している家庭であれば、毎月定期的に情報提供を所属に依頼しております。登園日数や欠席日数、欠席時の保護者からの連絡の有無、欠席理由などを書面で提出いただいております。

このように、こども相談センターでは、妊娠期から就園後、就学後、要対協にかかわらず、様々な関係機関と連携を図りながら、18歳までの児童への支援を行っております。

続いて19ページ、要対協の役割についてです。要対協では、代表者会議を年1回、実務者会議を年3回、実務者会議の進行管理部会を年11回開催しております、要対協の新規のケースの決定であったり、終了の決定の進捗管理を行っております。随時、要対協の台帳に登録されている家庭について、個別ケースの検討会議を開催している状況です。

続いて20ページ、令和3年度の目標についてです。要対協では、毎年目標を掲げております。(1)子供の最善の利益の尊重、子供の安全確認の徹底です。通告が入りますと、所沢市では独自のルールで、24時間以内の目視確認を行っております。(2)児童虐待の未然防止及び早期対応です。妊娠期からの切れ目ない支援を行うために、母子保健事業との連携を強化しているところです。そして、養育支援訪問事業の実施により、虐待予防を行っている状況です。(3)児童虐待を見逃さない地域づくりです。毎年11月にオレンジリボンキャンペーンを実施し、あらゆる機会を捉えて周知などを行なっております。(4)関係機関との連携強化です。各所属から定期的な情報提供を依頼したり、関係機関向けの研修会を開催しているところです。そして、関係機関との連携強化においては、平成31年1月にダイア5市で、児童虐待防止に関する連携協定を締結いたしました。ダイア5市で転出入がある場合においては、対面による引き継ぎを行うことや、要対協移管などで他市町村へ転出する際の文書による移管引き継ぎの様式などを検討したりですとか、転出入で支援が途切れてしまうことがないように取り組んでいるところです。

続いて23ページ、所沢市の虐待相談・要対協の特徴についてです。

過去3年間の傾向として、①虐待相談件数は、児童相談所を含め、若干頭打ちの状況であります。②こども相談センターへの通告は、身体的虐待が多い傾向です。③夫婦げんかの目撃や家族内不和による110番通報など、全体的には、心理的虐待が増えています。④虐待者は実父母で9割弱と、より身近な養育者となっています。⑤就学前の割合が56%と乳幼児の割合が多い傾向です。⑥家族からの相談が多い傾向です。

要対協の傾向としては、⑦要対協ケースでは、小中学生で4割弱を占めています。⑧要対協ケースは、要支援家庭が7割弱を占めています。⑨要対協ケースは、元不登校、若年出産経験者、被虐待歴、保護者や児童に精神・知的・発達障害などの基礎疾患、経済困窮など多問題重複というのが傾向としてあります。

続いて24ページ、組織での対応についてです。この資料が学校職員向けの研修会のために作った資料なので、学校の場合と書かれています。虐待の疑いを把握した場合には、子供の安全を守るということで、きちんと情報を把握して組織としての判断、迷うときには、こども相談センターに連絡をいただくということをお願いしているところです。

### 【質 疑】

谷口委員

スライドの18ページ各機関の児童への関わりということで、妊娠届けを出した場合、保健師や助産師が面談を行うという説明があったが、基本的



に全員を対象として行うということか。

美甘こども支  
援課主幹

所沢市においては、妊娠届け出の窓口が保健センターの子育て世帯包括支援センターかるがもの1か所と本庁の保健医療課の1か所、そして並木を除く各まちづくりセンターで受けております。保健師や助産師が配置されておりますのが、保健センターかるがもと保健医療課になりますので、まちづくりセンターで届け出を出されますと、その場での面談というのは実施できない状況になっております。当日、直接面談が出来なかった方については、後日保健センターの専門職のほうからマタニティコールということで、お電話をかけまして妊娠中の体調の確認であったり、心配なことがないかの確認をしております。なかにはお電話が繋がらない方もいますので、そういった方には様々な事業のリーフレット等を郵送しているところですので、だいたい、専門職の面談率は7割程度になっています。

谷口委員

子育て世帯包括支援センターかるがもなどは、妊娠届けが出されたタイミングで面談をするということか。

美甘こども支  
援課主幹

そのとおりです。

谷口委員

母子手帳はそのタイミングで発行するのか。

美甘 こども支

妊娠届けを出された時に母子手帳をお渡ししています。

援課主幹

石原委員

妊娠期からの切れ目のない支援ということで、リスクとしていくつか挙げられて、かなり細分化された把握をしていこうというふうに感じたが、報道等で見ると虐待などは再婚相手のお子さんに対する加害というのがケースとしても最悪なことが起きるのを目にする。そういった部分もリスク対象として、どんなふうに捉えて、それに特化したような監視の仕方を行っているのか伺いたい。

美甘 こども支

妊娠届け出の面談の中であったり、あるいは住民基本台帳を確認するなかで、やはりステップファミリーのご家庭は、リスクがあると判断しております。ステップファミリーの場合、医療機関からの連絡が無ければ出産した後に家庭訪問をしているのですが、家庭訪問の中で必ず地区の担当保健師が訪問して、家庭の状況あるいは兄弟の様子などを含めて、確認をしているところです。例えば健診であったり、そういった事業を通して心配なことがないかどうかを継続的に見ている状況です。

援課主幹

谷口委員

資料の10ページの目標④に、今まで全国の痛ましい事件を見ていると転入転出に際しての自治体間の情報が切れてしまって、結局そのあとのフ

オローが目が行き届かなくて、悲惨な事件になっているというケースがあった。所沢としてはダイア5市の間では、対面引継ぎを実施しているとのことだが、5市以外のところから転入してきたケース、あるいは所沢市からダイア5市以外に転出したケースでは、こういったところまでやっているのか。

美甘こども支  
援課主幹

様々な死亡事例が発生する中で、やはり転出入の際の引継ぎが非常に重要であることが言われておりまして、現在は要対協の登録ケースであると、必ず他市からも要対協の移管ケースが所沢市に転入するという連絡があり、後日必ず経過の引継書が文書で届くことになっています。所沢市から他市に転出した場合も同様に、支援している家庭が要対協移管という場合には、転出先の市に連絡し、後日引継ぎの文書を必ず送付しています。埼玉県内であったり、東京都内では、支援に困難を抱えている家庭であれば対面引継ぎをして、家庭訪問も合同で実施しています。なかなか県外の遠いところだとそういったことは難しいのですが、そのように丁寧に引継ぎをしている状況です。

谷口委員

例えばダイア5市以外からある家庭が転入する場合に、所沢市ではその家庭へのアプローチはどのようにするのか。

美甘こども支

お子さんの年齢にもよりますが、例えば乳幼児健診を受けるような年齢

援課主幹

のお子さんがある家庭であれば、保健センターの保健師とともに見守りを  
しますし、就学している場合は転入のタイミング、例えば子ども医療の手  
続きや手当の手続きに、こども支援課の窓口にいらしたタイミングを見計  
らって、できるだけそこでお会いして、所沢市の子育て支援の情報を伝え、  
手続きのサポートをしたりする中で支援を開始していくというのが現状  
です。

谷口委員

母子保健事業の案内だと、間が空いてしまうケースがある。転入直後の  
タイミングでの訪問を行えているのか。

美甘こども支  
援課主幹

要対協で支援している家庭のなかには、関係機関の職員と信頼関係がで  
きて、やりとりがスムーズなご家庭もあれば、非常にやりとりするのが困  
難で、なかなか連絡がつきにくいご家庭もあります。連絡がついて、信頼  
関係ができていられるご家庭であれば、了解をもらって引っ越し先でも困ら  
ないように連絡をします。ですので、所沢市に転入する場合においても、前  
市において所沢市に連絡を行う了解が取れていれば、前市から連絡をもら  
っているので連絡しましたという形で入っていただけます。ただ、やはり連絡  
が取りづらかったり、関係を結ぶのが難しいご家庭もありますので、保護  
者の了解が得られないまま、当市に転入してくるといったこともありま  
す。保育園に入園する、小学校に通う、そういった所属があれば所属での  
見守りを依頼して、なにか心配なことがあれば、所属からこども相談セン

ターに連絡をいただくという関わりをする場合もあります。

城下委員

令和2年度の相談件数の状況は分かったが、前年度に引き続いての継続案件の推移はどのようになっているのか。職員1人当たりの対応件数はどのくらいか。

美甘こども支援課主幹

要対協が進行管理されているご家庭については、ここ数年で130件後半から140件という状況で推移しております。新規と終了と出入りがありますので、極端に減ることはありませんし、極端に増えるといったこともないというのが現状です。要対協以外にもこども相談センターのほうでは児童家庭相談という相談業務も行ってござりまして、転出や施設入所が決まった場合や、当初の問題が解決した場合には要対協で進行管理が終了になりますが、終了後に相談が切れるといったことではなく、こども相談センターのほうで、家庭児童相談というくくりの中で継続して相談をしております。ですので、虐待通報からの24時間以内の目視や要対協で進行管理しているご家庭の支援もしつつ、児童家庭相談ということでの支援も行っているのです。職員1人当たりでは担当地区によってばらつきはありますが件数を抱えて支援を行っております。

城下委員

転出入時が大変重要であるということで、所沢市でも20年前に住民票のないお子さんが命を落とすという事件があった。それがきっかけで虐待

防止ネットワークから要対協に発展していったと思う。毎年6月1日を起点として安全確認ということで対象が96人いるとのことであった。この対象児童が住民票がないということか。実際に所沢市に住んでいるが、住民票がないお子さんが何人くらいいるのか市として把握していれば伺いたい。

美甘こども支  
援課主幹

6月1日の安全確認というのは所沢市に住民票があるお子さんについて安全確認、状況把握を行っております。住民票があるのにお子さんが乳幼児健診等を受けていなかったり、子ども医療で医療機関を受診したような履歴も見受けられなかったり、手当の届け出も行っていなかったりという、住民票があるのに所属が確認できていないお子さんが96人ということです。

城下委員

そうすると住民票がないけれど所沢市に住んでいて、何か情報で存在を把握したということはないか。以前に住民票があるが子供は実際にはいなかったという事件があった。そういったところまでは把握できていないということか。

美甘こども支  
援課主幹

所沢市に住民票がなく支援している方もいるのですが、6月1日の安全確認によって所沢市に住民票がない方は別にどこかに住民票があるということになるので、そこでどこに行っているのかということ把握しま

す。同じように所沢市で96人が、住民票があるけれども把握できなかったということになると児童相談所に送致し、全国レベルでお子さんの把握を行うというところにつながっていき、所沢市に住民票があるけれど、全然違う県に住んでいたということが把握されます。ですので、所沢市に住  
民票がない場合は、どこか住民票がある市町村で把握に努め、その中で所  
沢市にいるということを把握する場合があります。

長岡委員

資料の4ページで、令和元年度から2年度は学校の臨時休校もあり、関係機関からの相談がなかったため減少しているという説明があった。コロナ禍で相談が減ってしまったということで、継続案件以外の新規案件の数が減っていると思うが、今後そういった方の対応はどのようにしていくのか。この中に、市民の方からの通報は入っているのか。

美甘こども支  
援課主幹

令和2年4月、5月の関係機関の虐待相談が少なかったという説明をいたしましたが、小学校中学校が休校になって、例年であれば4月5月は学年が上がって適応できなかったというような相談が学校から入ることが多いのですが、その部分がなかったということがあります。逆に、幼稚園や学校が再開した6月に保護者のほうから登園渋りがあったというような相談が少し立て込んだという状況がありました。

虐待通告について昨年度は19件だったんですけれども、通告に関して関係機関以外、地域の住民からの通告も数に含まれております。

長岡委員

今までは連携できていたところが、できなくなってしまったと思う。今後はどうやって掘り起こしていくのか。相談がなかったが虐待はあったかもしれないので、そういったところの対応は必要ではないかと思うが、何か考えはあるか。

美甘 こども支  
援課主幹

もちろん関連がある所属で、虐待が疑われる場合を周知して、一人一人の職員がアンテナを張って、所属の中で抱え込むことなく、きちんと相談につなげてもらうことが大事だと思っています。事例を通して話をすることもありますし、相談を通して所属に話をすることもあります。そういった地道なことを続けていくことと、地域住民にもアンテナを張ってもらい、泣き声が続いていた場合、心配であるが通報をためらうこともあるかもしれませんが、心配の声を上げていただくことが虐待防止につながってきますので、そういったことをお伝えしていくことが大事だと思っています。

長岡委員

令和元年度から令和2年度で、通告件数が30件から19件に減ってしまったと思うが、原因はなにか。

美甘 こども支  
援課主幹

虐待通告先がこども相談センターだけではありませんので、所沢児童相談所や警察署といったところも虐待に関する通告の窓口となっています



ので、こども相談センターに対する相談件数は昨年と比べて少なくはありますが、全体的に少なかったと言え、そうとは言い切れません。相談する先が複数あると認識しているところです。

長岡委員

虐待というのはネグレクト、見えにくいというのがあると思うので今後関係機関との連携が薄れてしまうことがないようにしていただきたい。

末吉委員長

この際、委員として質疑したいので、副委員長と交代します。

城下副委員長

それでは、委員長の職務を行います。

末吉委員

所管施設の状況でルピナスの利用は市民だけとなっていて、市外在住者の利用を制限しているとのことだが、これまでの市外の利用者がどれくらいだったのかということと、市民も市外の施設を利用していたと思う。この影響はどれくらいあるのか。コロナが収束するまでは、この制限は続くのか。

清水こども支援課長

ルピナスの利用者については、市外の利用者がどのくらいいたのかは、申し訳ございませんが手元にデータがございません。実際の利用者については、令和元年度と令和2年度で大幅に減少しているところを見ますと、当然市外の方が減ったということもありますし、市内の方についても、コ

ロナ禍で他の方と一緒に遊ぶということを敬遠された方もなかには含まれたと思われます。昨年度は全体的に外出そのものがやりにくかった時期でもありましたので、市外の方をお断りしている以外の要件でも減っていると解釈しております。

城下副委員長

それでは委員長と交代します。

末吉委員長

ここで、協議のため休憩します。

休 憩（午後 2 時 4 0 分）

（休憩中に協議会を開催）

再 開（午後 3 時 2 0 分）

**【質疑終結】**

末吉委員長

以上で、説明に対する質疑を終結いたします。

本日の審査を終了いたします。

散 会（午後 3 時 2 5 分）